

リフト付車両「ふれあい号」運行管理業務委託に係る仕様書

この仕様書は、社会福祉法人上尾市社会福祉協議会が（以下「委託者」という。）リフト付車両運行管理業務委託契約を行うにあたり、その概要を示したものである。したがって受託者は、この仕様書に記載されている事項について、誠意をもって業務を履行しなければならない。

1. 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2. 出発地及び帰着地

（4月～11月）上尾市本町四丁目13番1号

（12月～3月）上尾市大字平塚724番地（予定）

※令和7年12月以降、移転のため出発地等の変更あり

3. 管理車両

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会が賃貸借契約により使用するリフト付ワンボックス車（5人+車いす2台）計2台を運行する。

車名：ハイエースウエルキャブ2.0 窓ナシ A 6A/T

型式：TRH200K-VTZYA

年式：令和2年式

4. 運行日

運行日は、原則として祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日とし運行スケジュールのとおりとする。なお、止むを得ず運行変更する場合もある。

5. 運行範囲、運行時間

(1) 運行の範囲

埼玉県内とし、利用者自宅から医療機関の通院や公的機関への送迎とする。

(2) 運行時間

午前7時から午後8時30分までとし、運行スケジュールのとおりとする。

※運行スケジュールについては、利用者から事前に申込み予約を運行の1週間前

までにいただき、スケジュールを調整します。

参考：別紙「令和6年度10月、11月、12月度の運行実績表」

6. 委託業務の範囲

(1) 管理車両の管理・運行計画における人員の配置

(2) 管理車両の日常点検整備及び清掃、修理

(3) 燃料等の給油

- (4) 管理車両の運転及びこれに付帯する業務
- (5) 安全運転業務に係る人員の研修及び講習会の実施
- (6) 安全運転業務に係る人員の健康管理等
- (7) 安全運転業務に係る人員のアルコールチェックの実施
- (8) 安全運転業務に係る感染症対策
- (9) タイヤの管理、交換
- (10) 事故の際の処理及び補償に関する事項
- (11) 自動車損害賠償責任保険等の代行
- (12) その他前各号に付帯する事項

7. 契約に含まれる自動車総合保険料

車両保険：任意（受託者は事故等における原形復旧の義務を負い加入しない場合で

あっても委託者は費用負担をしない）

- ・対人賠償及び対物賠償：無制限
- ・搭乗者傷害保険：1,500万円以上
- ・人身傷害保険：5,000万円以上

8. 契約に含まれない経費

(1) 管理車両の下記維持管理経費、修理費用は委託側で負担します。

- ・法定検査経費、燃料、エンジンオイル、タイヤ、バッテリー等消耗品購入経費、管理駐車場で行われる清掃用具等の経費
- ・事故等によらない管理車両の不具合による修理

9. 秘密の保持

受託者は、利用者および委託者に関する業務上、知り得た秘密や一般に公開されていない情報について、第三者に漏らしてはならない。また、この契約終了後についても同様とする。

プライバシーマーク取得事業者とする。

10. 事故発生時の処理

(1) 受託者は、運行業務中において交通事故その他の緊急事態が発生した時は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、上尾市社会福祉協議会在宅福祉課及び関係者に報告しなければならない。

(2) 自損事故、過失割合により生じた保険金負担以外の費用については、受託者の負担とする。

(3) 受託者は、運行に支障がないように速やかに修理するとともに代車等の対応を行う。

11. 運転手の駐車場は確保できないため、受託者が用意すること。

12. 仕様書に疑義が生じたときは、委託者、請負者協議して定める。